

## 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年十二月十三日法律第百七号）第21条第6項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案を次のように公告する。

なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月十一日

東京圏国家戦略特別区域会議

### 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類 東京都市計画地区計画虎ノ門駅南地区地区計画

当該事項を定める土地の区域 東京都港区虎ノ門一丁目地内

縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）及び港区役所

縦覧期間 公告の翌日から二週間

意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課